

日中短期入所サービスコード表（令和6年4月施行分）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
07	1111	日中 短期入所Ⅰ6	4時間以下	イ 日中短期入所サービス費 (Ⅰ)	(1)区分6 4時間以下	923 単位	231	1回につき	
07	1112	日中 短期入所Ⅰ6	8時間以下		(1)区分6 8時間以下		462		
07	1113	日中 短期入所Ⅰ6	8時間超		(1)区分6 8時間超		692		
07	1114	日中 短期入所Ⅰ5	4時間以下		(2)区分5 4時間以下	784 単位	196		
07	1115	日中 短期入所Ⅰ5	8時間以下		(2)区分5 8時間以下		392		
07	1116	日中 短期入所Ⅰ5	8時間超		(2)区分5 8時間超		588		
07	1117	日中 短期入所Ⅰ4	4時間以下		(3)区分4 4時間以下	648 単位	162		
07	1118	日中 短期入所Ⅰ4	8時間以下		(3)区分4 8時間以下		324		
07	1119	日中 短期入所Ⅰ4	8時間超		(3)区分4 8時間超		486		
07	1120	日中 短期入所Ⅰ3	4時間以下		(4)区分3 4時間以下	583 単位	146		
07	1121	日中 短期入所Ⅰ3	8時間以下		(4)区分3 8時間以下		292		
07	1122	日中 短期入所Ⅰ3	8時間超		(4)区分3 8時間超		437		
07	1123	日中 短期入所Ⅰ2	4時間以下		(5)区分1・2 4時間以下	509 単位	127		
07	1124	日中 短期入所Ⅰ2	8時間以下		(5)区分1・2 8時間以下		255		
07	1125	日中 短期入所Ⅰ2	8時間超		(5)区分1・2 8時間超		382		
07	1151	日中 短期入所Ⅱ3	4時間以下		ロ 日中短期入所サービス費 (Ⅱ)	(1)区分3 4時間以下	784 単位		196
07	1152	日中 短期入所Ⅱ3	8時間以下			(1)区分3 8時間以下			392
07	1153	日中 短期入所Ⅱ3	8時間超			(1)区分3 8時間超			588
07	1154	日中 短期入所Ⅱ2	4時間以下			(2)区分2 4時間以下	615 単位		154
07	1155	日中 短期入所Ⅱ2	8時間以下			(2)区分2 8時間以下			308
07	1156	日中 短期入所Ⅱ2	8時間超	(2)区分2 8時間超			461		
07	1157	日中 短期入所Ⅱ1	4時間以下	(3)区分1 4時間以下		509 単位	127		
07	1158	日中 短期入所Ⅱ1	8時間以下	(3)区分1 8時間以下			255		
07	1159	日中 短期入所Ⅱ1	8時間超	(3)区分1 8時間超			382		
07	1211	日中 短期入所Ⅲ(Ⅰ)	4時間以下	ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ)		4時間以下	3,117 単位	779	
07	1212	日中 短期入所Ⅲ(Ⅰ)	8時間以下	ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間以下		1,559		
07	1213	日中 短期入所Ⅲ(Ⅰ)	8時間超	ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間超		2,338		
07	1214	日中 短期入所Ⅲ(Ⅱ)	4時間以下	ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	4時間以下	2,864 単位	716		
07	1215	日中 短期入所Ⅲ(Ⅱ)	8時間以下	ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間以下		1,432		
07	1216	日中 短期入所Ⅲ(Ⅱ)	8時間超	ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間超		2,148		
07	1311	日中 短期入所Ⅳ	4時間以下	ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ)	4時間以下	1,826 単位	457		
07	1312	日中 短期入所Ⅳ	8時間以下	ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ)	8時間以下		913		
07	1313	日中 短期入所Ⅳ	8時間超	ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ)	8時間超		1,370		
07	5070	日中 短期食事提供体制加算		食事提供体制加算		30 単位加算	30		

- イ 日中短期入所サービス費(Ⅰ) 障害者
- ロ 日中短期入所サービス費(Ⅱ) 障害児
- ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ) 療養介護対象者または重症心身障害児(医療施設Ⅰ)
- ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ) 療養介護対象者または重症心身障害児(医療施設Ⅱ)
- ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ) 遷延性意識障害等

★「日中短期食事提供体制加算」は、低所得者等に対して食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
利用者負担月額37,200円の利用者は加算対象外。